

証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の取組について
(- 金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」への対応 -)

平成 18 年 9 月 19 日

日本証券業協会

本協会においては、公正で信頼される証券市場を確立するためには、証券会社が市場仲介者として担うべき役割を充実・強化し、適切に発揮することが必要であるとの認識の下、金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」(平成 18 年 6 月 30 日公表)において検討要請があった項目(以下「検討項目」という。)につき検討を行っているところであるが、今般、去る 7 月に実施したメンバーズ・コメントにおいて会員から寄せられた意見等を踏まえ、具体的な検討を進め必要な措置を講ずるため、次のとおり本協会の行動計画を定める。

1. 基本方針

各検討項目の検討は、スピード感を持って取り組むとともに、結論が得られた検討項目から速やかに本協会規則の改正等必要な措置の検討を行い実施するものとし、可能な限り平成 19 年 6 月までに検討、対応を終えるものとする。

具体的な検討の場であるエクイティ市場委員会、自主規制企画委員会及びワーキング等における検討状況は、原則として、その議事要旨を本協会の W A N に掲載するとともに、評議会や会員との懇談会、説明会等幅広い機会を通じて報告・説明を行うものとする。なお、今後新たに設置するワーキング等の委員については、原則として、希望する会員から委員を選任するものとする。

検討に当たっての基本的な考え方を定める場合や本協会規則の改正等を行う場合には、会員及び投資家・市場関係者等の意見を検討に反映させるため、原則として、メンバーズ・コメント又はパブリック・コメントを実施するものとする。

証券取引所等が所管し本協会が直接所管しない事項についても、当該証券取引所等と連携を図り、積極的に取り組むものとする。

2. 各検討項目の行動計画

論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
(1)市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上			
誤発注の再発防止			
誤発注が発生した場合の約定取消し	<p>「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」(誤発注WG)において、財団法人日本証券経済研究所「誤発注に関する法律問題研究会」の検討結果(報告書)を踏まえ、11月までに約定取消しを行う場合の問題点及びその具体的な方策を取りまとめる。併せて、証券取引所に対し、約定取消しに関するルールの制定等について要請する。</p> <p>同報告書では、約定取消しは、決済制度の維持や公正な価格形成といった保護法益が認められ、極めて例外的な場合のみ許容されるものであるという前提の下、証券取引所が約定取消しの権限を持つことについて、あらかじめ証券取引所の諸規則等において規定することで、約定の取消しの有効性を示すことができるのではないかとした結論となっている。</p>	11月	イクイティ市場委員会
売買単位の統一	本年3月、証券取引所に対し、検討要請を行ったところであるが、今後、金融庁及び証券取引所と連携を図り、具体策の検討を行い、上場会社に対し積極的に働きかける。	引続き対応	イクイティ市場委員会
誤発注に伴うフェイルに対するペナルティ	日本証券クリアリング機構(JSCC)に対し検討を要請するとともに、同機構における検討の場に積極的に参加する。	JSCCの状況を踏まえ対応	イクイティ市場委員会

論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
各社におけるポジションリミット、リスクリミットの妥当性	9月にエクイティ市場委員会の下に、「自己売買に関する検討ワーキング(仮称)」を設置し、自己売買におけるポジションリミット・リスクリミットのあり方について検討を行う。	年内	エクイティ市場委員会
	誤発注であることが明らかになった時点以降の顧客注文の受託については、誤発注WGにおいて、引き続き、具体的な対応措置等の検討を行う。	平成19年 6月	エクイティ市場委員会
信用取引の担保掛目			
銘柄毎の担保掛目設定の考え方 代用有価証券の銘柄分散	<p>本年5月18日に施行された「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」(理事会決議)の措置内容について、その実効性を確保するため、11月に会員に対する一斉点検を行うとともに、本協会の監査等において定期的にフォローアップを行う。</p> <p>代用有価証券の担保掛目の設定及び銘柄分散は、会員各社において、顧客管理及び自社のリスク管理として対応することが適当であると考えられることから、併せて、11月に会員通知により周知を図る。</p>	年内	エクイティ市場委員会
システム管理のあり方			
情報セキュリティ政策会議の「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」に基づいた証券業界の対応	<p>内閣府「情報セキュリティ政策会議 重要インフラ専門委員会」の検討状況を踏まえ、必要な検討・対応を行う。</p> <p>なお、災害時等情報共有連絡体制網の整備については、現在、BCPフォーラムにおいて検討を行っている。</p>	順次対応	
BCP(事業継続計画)への取組み			
早期の対応	<p>BCPフォーラムの各専門部会において、9月にも、証券市場・証券取引所等の中枢機能の継続性確保のための具体的な方策について中間取りまとめを行う。</p> <p>各部門ごとに上記中間とりまとめに基</p>	順次対応	BCPフォーラム ・各専門部会

論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
	<p>づき、BCP構築のための具体策の検討を行い対応を図る。</p> <p>現在、各専門部会（BCP運営専門部会、取引所取引専門部会、公社債取引専門部会及び取引所市場外取引専門部会）を中心に、実務的な検討を行っている。</p>		
(2)発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮			
引受け等の審査の強化			
<p>引受け等の審査項目・内容の見直し</p> <p>イ.「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)において規定している審査項目の追加</p> <p>ロ.各審査項目に係る評価基準の設定</p> <p>ハ.公募・私募、上場時・追加発行時等の別に応じた適切な差異を設けることの検討</p> <p>第三者割当増資、いわゆる私募CB等の引受け・買受け時の留意事項の明確化</p> <p>引受け等の審査体制の強化</p> <p>イ.引受審査の独立性の確保</p> <p>ロ.社内マニュアルの整備</p> <p>ハ.内部管理部門等により引受審査の適切性をチェックする体</p>	<p>引受け等の審査の強化に関する検討項目については、現在、「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」(引受審査WG)及び各分科会において検討を行っている(別紙1参照)。このうち、引受け等の審査項目・内容については、9月中に引受審査WGでの検討状況を第一次報告として公表する。</p> <p>その他の検討事項についても引受審査WGの検討が終了次第、順次検討結果を公表する。</p> <p>引受審査WGのこれらの検討結果を踏まえ、平成19年2月までに、「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)の改正のためのパブリック・コメントを実施し、規則改正等を行う。</p>	平成19年 2月	イクイティ市場委員会

論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
制の整備 その他 国内ルールの海外ファイナンスへの準用の検討			
適切な発行条件の設定			
仮条件の設定及びブックビルディングについての具体的基準の設定 ・ 仮条件決定プロセス等の開示による明確化 ・ ブックビルディングに関する投資家への周知方法の見直し ・ 需要申告受付け方法の具体的基準の設定	9月にエクイティ市場委員会の下にワーキングを設置する。	平成19年 6月	エクイティ市場委員会
その他			
引受人と監査法人の協調・連携の促進	引受審査WGにおいて、平成19年2月までに証券会社(引受人)サイドの問題点の整理を行い、業務の見直し・対応を図る。 併せて、日本公認会計士協会と定期的な検討会を設置するなど、同協会との協力体制の充実・強化を図る。	平成19年 2月 順次対応	エクイティ市場委員会
引受審査終了後に、引受審査の対象となった項目について重大な変更が生じることが判明した場合の対応	引受審査WGにおいて、平成19年2月までに基本的な対応のあり方を含め検討を行う。	平成19年 2月	エクイティ市場委員会
反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応	警察当局の支援の下、金融庁及び証券取引所等と連携を図り、10月にも、地元警察と会員との連絡・連携強化のための「証券警察連	平成19年 6月	証券戦略会議 自主規制会議

論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
	絡協議会(仮称)」を設置するとともに、証券版「不当要求情報管理機関」 ^{注)} の設置の検討など、具体的な対応策について検討を進める。		
その他 安易な主幹事変更、市場 変更等への対応	引受審査WGにおいて、平成19年2月までに基本的な対応のあり方を含め検討を行う。	平成19年 2月	イクイティ市場委 員会
(3)投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮			
相場操縦関係			
不公正取引に関する 情報交換のための電子 データ様式の見直し、 WANの構築	東京証券取引所において各取引所が徴求しているデータの内容(フォーマット等)の確認が行われており、今後、証券取引等監視委員会及び非会員の取扱いも含めた当該データの内容・ネットワークについて具体的な検討を行う。	取引所の 状況を踏 まえ対応	イクイティ市場委 員会
不公正取引を行った 顧客等に関する情報の 集約、活用に向けた検討	証券取引所及び証券取引等監視委員会と連携をとり、「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング」において、データベースの構築を含めた検討を行う。	平成19年 6月	イクイティ市場委 員会
インサイダー取引関係			
上場会社の役職員に 関するデータベース構 築に向けた検討	「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング」において、証券会社の内部者登録制度の見直しについて検討を行う。 上記WGには、証券会社のほか、証券取引所及び上場企業が参加し、具体的な内容の検討を行う。	平成19年 6月	自主規制企画 委員会
プレ・ヒアリングにお ける内閣府令を補完す るための自主ルール の制定に向けた検討	現在、プレ・ヒアリング検討会において、プレ・ヒアリングを実施する場合の会員における社内管理体制の整備等を内容とする本協会関係規則の改正等の検討を行っており、9月15日、パブリック・コメント	府令の施 行と同時	イクイティ市場委 員会 自主規制企画 委員会

注)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求情報管理機関。都道府県警察及び都道府県暴力追放運動推進センター等の支援を受け、不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を行う。

論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
	を実施。 上記パブリック・コメントの結果を踏まえ、関係規則の改正等を行い、11月の行為規制府令の施行と合わせて実施する。		
顧客の本人確認及び原始委託者の把握			
顧客の属性を的確に把握	投資事業組合等との取引や海外からの注文等における原始顧客の属性把握について、証券会社における実務等を踏まえ、金融庁等と連携を取り、具体的な検討を進める。	順次対応	
不公正取引防止のための内部管理態勢			
顧客の本人確認、売買管理・売買審査部門の役割、必要な業務連携等を内容とする内部管理体制に関する具体的な規定の整備	会員における顧客の本人確認及び売買管理等がより一層有効に機能するよう、本協会規則等について横断的な見直しを行う。	平成19年 6月	自主規制企画 委員会
その他			
大量保有報告書の提出に関する周知への対応	本協会では、平成18年4月、会員に対し、顧客向けの「大量保有報告制度に関するリーフレット」を配布、顧客への周知方を要請した。 引き続き、周知広報活動を行う。	引続き対応	
反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応	前記(2)に同じ	平成19年 6月	証券戦略会議 自主規制会議
不公正取引の防止を目的とした金融教育の継続	投資家向けの「不公正取引の禁止に関するリーフレット」を作成するとともに、「投資の日」などの各種イベントを通じて、不公正取引防止のための周知広報活動を行う。	年内	証券戦略会議
(4)市場プレーヤーである証券会社の自己規律の維持			
倫理規定の整備 ・証券会社に自己規律維持のための規範となるべき倫理規定のあり方について検討	証券会社が市場仲介機能を発揮し、市場プレーヤーとしての自己規律を維持するための「倫理規定」の策定に向け、イ)倫理規定のあり方、ロ)倫理規範とすべき範囲・内容等の基本的な事柄について、内外	平成19年 6月	証券戦略会議 自主規制会議

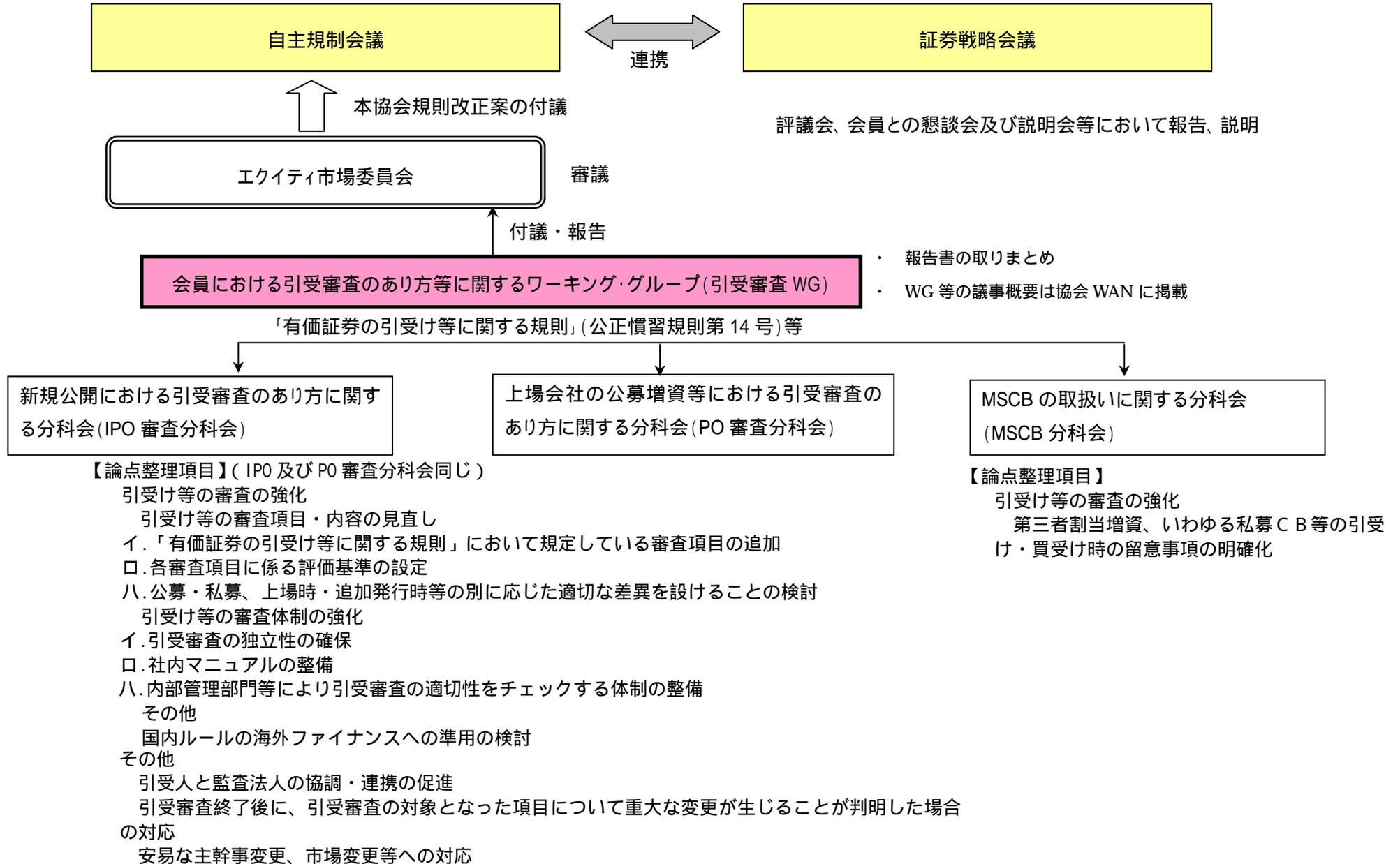
論点整理項目	本協会における対応方針等	対応時期 (目途)	所管会議・ 委員会
<p>を行う。</p>	<p>の金融機関等の「倫理規定」等を参考としつつ、調査・研究を行う。</p> <p>上記調査・研究は、財団法人日本証券経済研究所に委託し、同研究所においては、9月に有識者、発行会社、投資家及び証券会社等のメンバーで構成する「研究会」を設置、来年2月を目途に取りまとめを行うこととしている。</p> <p>証券戦略会議及び自主規制会議において共同の「懇談会」を設置、会員の意見及び上記調査・研究結果を踏まえ、証券会社の「倫理規定」を策定する。</p>		
<p>社内方針、規則等の整備及び内部管理態勢の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内方針・規則の策定及び方針・規則に基づく適切な内部管理態勢の構築を求める自主規制規則の検討 ・ 海外グループ会社への準用 	<p>上記「倫理規定」の策定と併せて、コンプライアンス態勢の充実・強化及び利益相反問題への対応等を図るため、現在本協会規則で定める内部管理態勢の整備等に関する規定について、全般的・横断的な見直しを行う。</p>	<p>平成19年 6月</p>	<p>自主規制会議 証券戦略会議</p>
<p>自己売買に関する適切な業務運営態勢の構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己売買の抑制について ・ ディーラートレーダーへの研修 ・ 相場情報の非対象性の妥当性についての検証 	<p>9月にエクイティ市場委員会の下に、「自己売買に関する検討ワーキング(仮称)」を設置し、昨年12月の特定株式の誤発注の際の証券会社の自己売買部門による大量買付けの問題等を踏まえ、自己売買に関する考え方及び行為規範のあり方等について検討を行う。</p>	<p>平成19年 6月</p>	<p>エクイティ市場委員会</p>

論点整理項目(検討項目)に関するお問合わせは、別紙2に記載の所管部署にお願いいたします。

以 上

証券会社における引受け等の審査の強化に関する検討について

平成 18 年 9 月 19 日



お問合わせ先

論点整理項目	所管部署(照会先)
(1)市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	
誤発注の再発防止	
誤発注が発生した場合の約定取消し	エクイティ市場部 (03-3667-8647)
売買単位の統一	エクイティ市場部
誤発注に伴うフェイルに対するペナルティ	エクイティ市場部
各社におけるポジションリミット、リスクリミットの妥当性	エクイティ市場部
信用取引の担保掛目	
銘柄毎の担保掛目設定の考え方	エクイティ市場部
代用有価証券の銘柄分散	エクイティ市場部
システム管理のあり方	
情報セキュリティ政策会議の「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」に基づいた証券業界の対応	IT管理室 (03-3667-8646)
B C P (事業継続計画) への取組み	
早期の対応	自主規制企画部 (03-3667-8470)
(2)発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮	
引受け等の審査の強化	
引受け等の審査項目・内容の見直し	エクイティ市場部
第三者割当増資、いわゆる私募C B等の引受け・買受け時の留意事項の明確化	エクイティ市場部
引受け等の審査体制の強化	エクイティ市場部
その他(国内ルールの海外ファイナンスへの準用の検討)	エクイティ市場部
適切な発行条件の設定	
仮条件の設定及びブックビルディングについての具体的基準の設定	エクイティ市場部
その他	
引受人と監査法人の協調・連携の促進	エクイティ市場部
引受審査終了後に、引受審査の対象となった項目について重大な変更が生じることが判明した場合の対応	エクイティ市場部
反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応	セキュリティ対策室 (03-3667-8536)
その他(安易な主幹事変更、市場変更等への対応)	エクイティ市場部

論点整理項目	所管部署(照会先)
(3)投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮	
相場操縦関係	
不公正取引に関する情報交換のための電子データ様式の見直し、WANの構築	エクイティ市場部
不公正取引を行った顧客等に関する情報の集約、活用に向けた検討	エクイティ市場部
インサイダー取引関係	
上場会社の役職員に関するデータベース構築に向けた検討	自主規制企画部
プレ・ヒアリングにおける内閣府令を補完するための自主ルールの制定に向けた検討	エクイティ市場部
顧客の本人確認及び原始委託者の把握	
顧客の属性を的確に把握	自主規制企画部
不公正取引防止のための内部管理態勢	
顧客の本人確認、売買管理・売買審査部門の役割、必要な業務連携等を内容とする内部管理体制に関する具体的な規定の整備	自主規制企画部
その他	
大量保有報告書の提出に関する周知への対応	エクイティ市場部
反社会的勢力に関する情報の集約・共有等の対応	セキュリティ対策室
不公正取引の防止を目的とした金融教育の継続	証券教育広報センター (03-3667-8029)
(4)市場プレーヤーである証券会社の自己規律の維持	
倫理規定の整備	企画部 (03-3667-8535)
社内方針、規則等の整備及び内部管理態勢の構築	自主規制企画部
自己売買に関する適切な業務運営態勢の構築等	エクイティ市場部